

「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例」について

公益社団・財団法人に対して個人が現物資産を寄附した場合、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となりますが、この公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得税非課税の特例について、平成30年度税制改正により、①承認にかかる特例（承認特例）の拡充、②特定買換資産の特例の創設が実現しました。

これにより、公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れられた寄附財産については、短期間で国税庁長官の承認を受けられることや、公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず寄附資産を処分して別の資産を取得すること等が可能となります。

本セミナーでは、制度の詳細と寄附受け入れのために必要な準備と手続きを交え、当協会相談室専門委員（課税庁OB）が解説いたします。近年、資産寄附、遺贈寄附に対する関心が高まっています。この機会に是非ご参加ください。



- ◇日 時：2018年10月16日(火)
14:00～17:00(13:30 開場)
- ◇会 場：仏教伝道センタービル 8階「和」
(東京都港区芝4-3-14)
- ◇対 象：評価性資産（土地、建物、株式等）の現物寄附受け入れを検討している公益社団・財団法人関係者の皆様
- ◇参加費：会 員 5,400円（税込）
非会員 8,640円（税込）
- ◇定 員：80名（定員になり次第、締め切らせていただきます）
- ◇講 師：税理士・鈴木修 氏（公益法人協会専門委員）、他

講義内容

1. 制度の概要
 - (1) 承認特例
 - (2) 特定買換資産の特例
2. 「基金」設置
 - (1) 現物寄附受け入れのために必要な準備
 - (2) 行政庁への申請手続き、等



受講ご希望の際は裏面お申込み用紙へご記入のうえ、FAXをお願いします。ご不明な点等ございましたら、(公財)公益法人協会事務局セミナー担当(03-6824-9874)まで遠慮なくお問合せください。

